

2 被扶養者の認定を取り消すとき((C)の場合)

被扶養者の認定を受けている者が、その認定要件を欠いたときは、速やかに認定取消しの届出をしなければなりません。取消事由の生じた日以後誤って給付を受けたときは、給付金を返還することになります。

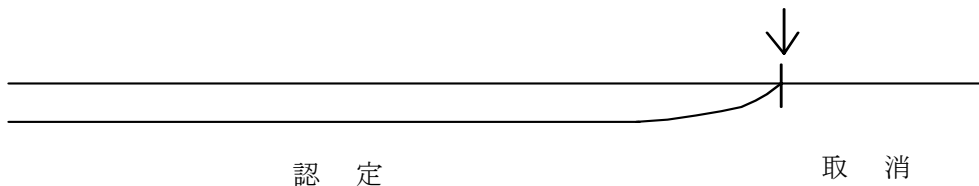
(1) 認定取消し(資格喪失)の事由

ア 60歳未満の者で、年間所得の推計が130万円以上となることが予測されるとき (P31 参照)

(例)

パート・アルバイト等
推計所得130万円未満

推計所得130万円以上
になったとき

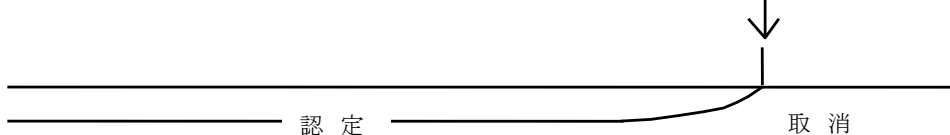


イ 60歳以上の者で、公的年金の改定通知により年間所得の推計が180万円以上となる
とき…被扶養者が改定通知書を受領した日で取消し

(例)

63歳 年金額160万円

改定通知書受領
64歳 年金額190万円



ウ 確定申告により事業所得を含む所得の総額が130万円以上となったとき…確定申告
日で取消し

エ 就職等で他の健康保険の被保険者となったとき…被保険者となった日で取消し

オ 同居を要件とされる被扶養者が別居したとき…別居となった日で取消し

カ 死亡したとき…死亡日の翌日で取消し

キ 組合員以外の者の被扶養者となったとき…被扶養者となった日で取消し

ク 組合員の父母の一方又は双方に収入がある場合で、父母の年間所得の合算額が父母
それぞれの認定基準額の合算額(表2参照)を超えることが予想されるとき…父母と
も認定しない。

- ケ 後期高齢者医療の被保険者となったとき…75歳の誕生日又は障害認定を受けた日で取消し
 コ その他認定を取り消すべき事由に該当した場合

表2 父母に関する認定基準額の合算額

父	母	設定基準額の合算額
60歳未満 130万円	60歳未満 130万円	260万円
60歳以上で 公的年金受給者 180万円	60歳未満 130万円	310万円
60歳未満 130万円	60歳以上で 公的年金受給者 180万円	310万円
60歳以上で 公的年金受給者 180万円	60歳以上で 公的年金受給者 180万円	360万円

(2) 提出書類（普通認定者・特別認定者共通）

- (ア) 被扶養者認定・取消申告書（施行規程別紙様式第15号）を1部提出してください。

<提出方法>

提出にあたっては、次の処理をした後の、「被扶養者認定・取消申告書」を提出してください。

- (a) 右上の認定区分の「普通認定」又は「特別認定」の左に○を記入してください。
- (b) 所属所受付年月日欄を記入してください。
- (c) 扶養手当認定事務担当者が扶養手当の支給がされなくなったことを確認後、給与事務担当者印欄に押印してください。
- (d) 所属所長の証明後、原本を共済組合に提出してください（原本をコピーしたものを所属所保管としてください）。
- (イ) 被扶養者証
取消該当者の被扶養者証を提出してください（組合員証の添付は必要ありません）。
- (ウ) 取消事由及びその年月日が確認できる書類（表3参照）を提出してください。
- (エ) 被扶養配偶者の死亡による取消の場合のみ、国民年金第3号被保険者資格取

得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届を提出してください。

表3 取消事由及びその年月日が確認できる書類

取 消 事 由		添 付 書 類
就 職		新たに加入した健康保険証の写し又は事業主の就職証明(公務員として採用された場合は、任用辞令の写し)
雇 用 保 険 受 給		雇用保険受給資格者証及び処理状況表の写し
の 所 得 超 限 度 過 額	パート・アルバイト等	毎月の給与(賞与も含む)支払証明書等所得を明らかにする書類
	事業所得者 資産所得者	確定申告書及び確定申告書に添付する損益計算書の写し
	年金受給者	年金証書又は年金額改定通知書等の写し
同居を要件とする者 の 別 居		住民票の写し
扶 養 替 え		組合員以外の者が主たる扶養者となったことを明らかにする書類
父母の所得合算額の 基 準 額 の 超 過		認定を取消しする者と、その配偶者の所得額が確認できる書類
国民健康保険への加入 扶養者からの独立 等		組合員本人の申立書
後期高齢者医療制度該当		後期高齢者医療被保険者証の写し
そ の 他		取消事由及びその年月日が確認できる書類

様式名 被扶養者認定・取消申告書 記載例
 施行規程別紙様式第15号

国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届